

高松市・塩江町合併協議会

第 8 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1	「消防団の取扱いについて」に関する資料（協議第12号資料）	1 ~ 7
2	「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第13号資料）	8 ~ 14
3	「コミュニティ施策について」に関する資料（協議第14号資料）	15 ~ 25
4	「その他の事業（女性政策）について」に関する資料（協議第15号資料）	26 ~ 30
5	「人権啓発事業について」に関する資料（協議第16号資料）	31 ~ 34
6	「生活保護事業について」に関する資料（協議第17号資料）	35 ~ 37
7	「上水道事業について」に関する資料（協議第18号資料）	38 ~ 49
8	「下水道事業について」に関する資料（協議第19号資料）	50 ~ 58

協議第12号資料

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て	2
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て	3 ~ 4
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て	5
被 服 等 貸 与 に つ い て	6
消 防 団 車 両 に つ い て	7

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																				
分類	組織																																																				
項目	現		況																																																		
	高松市		塩江町																																																		
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・団数 1 ・方面隊数 6 ・分団数 26 		<ul style="list-style-type: none"> ・団数 1 ・方面隊数 - ・分団数 3 																																																		
2 階級定員及び現員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団員</td><td>478</td><td>442</td></tr> </tbody> </table>		階級	定員(人)	現員数(人)	団長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部長	84	83	班長	158	157	団員	478	442	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>部長</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>班長</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>団員</td><td>44</td><td>43</td></tr> </tbody> </table>			階級	定員(人)	現員数(人)	団長	1	1	副団長	2	2	分団長	3	3	副分団長	3	3	部長	11	11	班長	-	-	団員	44	43
階級	定員(人)	現員数(人)																																																			
団長	1	1																																																			
副団長	4	4																																																			
分団長	26	26																																																			
副分団長	55	55																																																			
部長	84	83																																																			
班長	158	157																																																			
団員	478	442																																																			
階級	定員(人)	現員数(人)																																																			
団長	1	1																																																			
副団長	2	2																																																			
分団長	3	3																																																			
副分団長	3	3																																																			
部長	11	11																																																			
班長	-	-																																																			
団員	44	43																																																			

部会名 消 防

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・団の組織が異なる。 ・階級及び階級の定数に差異がある。

対応策
<p>塩江町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団塩江分団とする。</p> <p>塩江町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。</p>

調整案
<p>塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 96,000円 副団長 - 73,000円 分団長 - 60,000円 副分団長 - 51,000円 部 長 - 43,000円 班 長 - - 円 団 員 - 38,000円
2 出動報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4時間以上の火災出動者及び水防(訓練含む)出動者 1人1回につき 2,800円 ・ 4時間未満の火災出動者及び訓練 警戒等の出動者 1人1回につき 2,400円 ・ 機関員 車両1台当たり1名 年額 6,950円 小型ポンプ1台当たり1名 年額 3,050円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災・水防・訓練・警備・警戒等 出動1回当たり 2,000円 ・ 機関員 車両・小型ポンプ1台当たり2名 年額 15,000円

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・ 団員報酬及び出動報酬等に差異がある。 ・ 退職報償金の支給基準に差異がある。

対 応 策
消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
3 退職報償金	<p>【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給</p> <p>【3年以上5年未満の団員】 一律 30,000円を支給</p>	<p>【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給</p> <p>【5年未満の団員】 各階級の在職年数に下記の基準金額を乗じたもの (階級) (基準額) 団 長 23,000円 副団長 21,000円 分団長 20,000円 副団長 19,000円 部 長 17,000円 団 員 15,000円</p>
4 公務災害補償	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	高松市消防団員相互共助会	該当なし。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共助救慰、退団者の報償などの給付を行う。 (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 一人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い			
分類	被服等貸与			
項目	現 高 松 市		況 塩 江 町	
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし
	制帽	1	"	"
	ネクタイ	1	"	"
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	"
	盛夏帽	1	全員	"
	訓練服	1	"	"
	ベルト	3	"	"
	白手袋	1	"	"
	防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分		
	長靴	長靴は副団長以上		
	ゴム長靴	1	全員	なし
	階級章	2	"	"
	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分		
	作業用皮手袋	2	全員	なし
	アホロキップ	1	"	"
	防寒衣	なし	-	-
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分		
	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし
	制帽	1	"	"
	ネクタイ	1	"	"
	盛夏服	なし	-	-
	盛夏帽	なし	-	-
	訓練服	2	全員	なし
	ベルト	3	"	"
	白手袋	1	"	"
	防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各自管理		
	長靴	消防屯所備付		
	ゴム長靴	1	全員	なし
	階級章	2	"	"
	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	1	全員	なし
	作業用皮手袋	1	"	"
	アホロキップ	1	"	"
	防寒衣	1	"	"
	雨合羽	消防屯所備付		

部会名	消 防
-----	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・貸与品の品目、数量に差異がある。 ・制式及び表示について、統一する必要がある。

対応策
<p>被服の貸与品目や数量等は、高松市消防団の服制基準等に統一する。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		部会名	消 防
分類	消防団車両			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 現況	消防ポンプ車(CD - 1) 10台 消防ポンプ車(BS - 1) 23台 消防ポンプ車(BD - 1) 2台 指揮広報車 1台 小型動力ポンプ積載車 17台 小型動力ポンプ積載車(軽) 3台	消防ポンプ車(CD - 1) 1台 消防ポンプ車(BD - 1) 1台 小型動力ポンプ付積載車(BD - 2) 3台		問 題 点 課 題 ・両市町の消防団の車両の装備等に違いがある。
				対 応 策 ・塩江町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現状どおりとする。
				調 整 案 ・塩江町消防団の車両については、高松市消防団に引き継ぐ。

協議第13号資料

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	9 ~ 10
国民健康保険の健康推進事業について	11
出産育児一時金について	12
葬祭費について	13
高額療養費貸付制度について	14

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	塩 江 町																																				
1 保険料・税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0/100</td> <td>0.9/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9/100</td> <td>5.0/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0/100	0.9/100	資産割	26.9/100	5.0/100	均等割	29,100円	5,500円	平等割	24,200円	3,300円	課税限度額	530,000円	70,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>8.0/100</td> <td>1.2/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>40.0/100</td> <td>9.5/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>23,000円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>28,000円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	8.0/100	1.2/100	資産割	40.0/100	9.5/100	均等割	23,000円	6,600円	平等割	28,000円	3,600円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0/100	0.9/100																																				
資産割	26.9/100	5.0/100																																				
均等割	29,100円	5,500円																																				
平等割	24,200円	3,300円																																				
課税限度額	530,000円	70,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	8.0/100	1.2/100																																				
資産割	40.0/100	9.5/100																																				
均等割	23,000円	6,600円																																				
平等割	28,000円	3,600円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	高松市と同じ。																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯 ・5割軽減 前年における総所得金額が33万円+(世帯主を除く被保険者数×24万5千円)以下の世帯 ・2割軽減 前年における総所得金額が33万円+(世帯主を含む被保険者数×35万円)以下の世帯 	高松市と同じ。																																				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・保険税と保険料の違いにより、法令等が異なる。 ・税率等が異なっている。 ・徴収方法が異なる。

対 応 策
<p>塩江町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。</p> <p>税率等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 減免制度	・天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ。 減免取扱基準は定めていない。		
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している	職員が直接臨戸訪問している。		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険の健康推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人間ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保の資格の有無にかかわらず、満35歳以上の住民を対象 <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>
2 脳ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町においては、国保被保険者以外にも人間ドック助成の対象としている。 ・人間ドック助成の対象年齢が異なる。 ・塩江町には脳ドック助成制度がない。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の人間ドック及び脳ドック助成の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	出産育児一時金	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。
3 給付の手続き	・出生届の後の場合 申請書だけを提出 ・出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 ・死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から1週間 ・現金払い.....即日に支給	原則、申請月の翌月10日に支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・支給期日が異なっている。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から2週間 ・現金払い..... (支給日は、月2回)	原則、申請月の翌月10日に支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・給付額と支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 申請者の資格	国保料を完納していること 所得税の非課税者のみで構成されている世帯	該当なし。
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割	
3 貸付期間	2～3ヶ月程度	
4 貸付利息	無	
5 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度を適用する。

協議第14号資料

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	16
地域コミュニティ推進事業について	17
広報紙等配布について	18
地域ふれあい交流事業について	19
防犯灯設置等補助事業について	20 ~ 21
安全で安心なまちづくり推進について	22
高松市ボランティア・市民活動センターについて	23
消費者行政の推進について	24 ~ 25

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 自治会の概要	(平成15年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,544 ・加入世帯総数 99,577 ・自治会世帯加入率(%) 74.18	(平成15年4月1日現在) ・単位自治会数 82 ・加入世帯数 1,225 ・自治会世帯加入率(%) 91.90
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 一世帯当たり165円 一単位自治会当たり2,000円 (自治会長報償) 該当なし。 (自治会長会出席報奨金) 該当なし。	(単位自治会に対する補助) 一世帯当たり1,500円 (自治会長報償) ・補助基準 8,000円+世帯数×1,100円 (自治会長会出席報奨金) 一回当たり3,500円
3 自治会加入・結成促進奨励	・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、又、新たに単位自治会を結成した場合に補助 ・補助金額 一世帯当たり2,000円	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・塩江町においては、連合自治会が組織されていない。 ・自治会活動支援補助の内容が異なっている。

対 応 策
・合併時までには連合自治会の組織化を促す。 ・自治会活動支援補助、自治会加入・結成促進奨励については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	地域コミュニティ推進事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域コミュニティ構築支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付 ・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間 ・補助金額.....年間20万円以内 	該当なし。		
2 まちづくりアドバイザー設置事業	地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。	該当なし。		
3 地域まちづくりサポーター制度	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。 ・認定期間 組織結成から3年間 	該当なし。		
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	自治会を通じて配布 町(職員が送付) 自治会長 各世帯
2 配布回数	月2回	月1回(5・6・7月については2回)
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1枚あたり5円(1世帯)	該当なし。
4 広報紙配布時 傷害保険経費	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷 害保険料を補助	広報紙配布時傷害保険については、町が加入し、 経費を負担している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・配布方法、回数異なる。 ・高松市においては、配布手数料が支出されている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。	該当なし。
2 補助率	事業費の1/2以内	
3 補助限度額	50万円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 防犯灯新設工事等	<p>[新設工事] ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等……100%補助</p> <p>[切替工事] ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等……100%補助</p> <p>[移設工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p> <p>[補修工事] ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具(白熱電球、管球類交換は除く)を修理するとき(水銀灯は除く。) ・補助率等 工事費の50%補助(限度額9,000円)</p>	<p>・補助対象 ・町道等の既設の電柱及び電話柱等を利用して、照度20ワットの蛍光灯を設置するとき</p> <p>・補助率 (設置費) 設置に要した経費で、町長が定める額</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象及び補助金額が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	防犯灯設置等補助事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		
2 防犯灯維持管理	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] ・補助基準 蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき ・補助率等……100%補助 [電気料金] ・補助基準 蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したもの ・補助率等……100%補助	・補助対象 維持管理に要する経費のうち、電気料金 ・補助金額 (電気料金) 年間必要経費で、毎年度6月分の電気料金を基に、町長が定める額	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設概要	・場 所 高松市田町 ・面 積 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	・開館日・時間 平日：午前10時～午後7時 土・日曜日：午前10時～午後5時 ・休館日 毎週月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始	
3 事業内容	・NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 （相談、情報収集・提供、調査、研修、交流、コーディネートなど）	
4 管理運営方法等	・平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の事業を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	消費者行政の推進			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪徳商法被害の未然防止に努めている。	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

協議第15号資料

「その他の事業（女性政策）について」に関する資料

男女共同参画啓発事業について	27
男女共同参画プランの推進について	28
女性センター事業について	29
女性団体育成事業について	30

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	男女共同参画啓発事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	・男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。		
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	・男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画プランの推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1)交付金 300千円 (2)コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	女性センター事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問題点・課題	
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業 (男女の自立と社会参画の促進のための学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業 (ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌「びびふぁい」の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業 (女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。		
			対応策	
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 女性団体への支援	<p>・自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。</p> <p>平成15年度 600千円</p>	<p>・自主的に組織した女性団体(2団体)の活動を支援するため、それぞれの団体に補助金を支出している。</p> <p>平成15年度 90千円</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に違いがある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の団体活動に支障が生じないよう、社会教育事業として実施している女性団体等に対する支援制度の有効活用を図るなど、適切な配慮を行うこととする。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第16号資料

「人権啓発事業について」に関する資料

人権・同和問題啓発事業について	32 ~ 33
人権擁護委員推薦について	34

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業	
分類	人権・同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人権教育・啓発講演会事業	<p>人権・同和問題の正しい理解と実践について調査研究を行うとともに、市民、教職員及び社会教育団体を対象に人権教育・啓発事業を推進するため講演会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題講演会の開催(年1回) ・ 同和教育研修会の開催(年1回) ・ 平和と人権を守る市民のつどいの開催(年1回) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和教育講演会の開催(年1回) ・ 人権啓発講演会の開催(年1回)
2 人権週間等啓発事業	<p>国・県を挙げて取り組んでいる同和問題啓発強調月間と人権週間に呼応した啓発事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) ・ 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) ・ 人権啓発作品展等 ・ 街頭啓発キャンペーン ・ 人権擁護委員の日等(6月) ・ 街頭啓発、パネル展等 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) ・ 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) ・ 街頭啓発キャンペーン(香川郡3町と共催) ・ 人権擁護委員の日等(6月) ・ 人権フェスティバル(香川・綾歌地区6町と共催)
3 人権教育・啓発研修事業	<p>同和問題をはじめとする人権課題について深い認識と差別解消へ向けた意識の高揚を図るため、企業等に対して研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内民間企業等に対する研修(人権・同和問題指導者研修) ・ 地域住民に対する研修(41公民館) 	<p>該当なし。</p>
4 親子で人権を考える会	<p>児童・生徒及び保護者に対し、人権意識の普及・高揚を図るとともに、小・中学校における人権尊重教育の充実に資するため「親子で人権を考える会」を開催し、正しい人権教育の確立と向上を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
啓発事業内容において差異がある。

対 応 策
高松市が実施している制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業	
分類	人権・同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
5 小学校、中学校(園)要請訪問	幼稚園、小学校、中学校長からの要請に基づき、各校の教員の児童等に対する人権教育の在り方を指導主事により指導する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	香川県からの派遣教員はいるが、社会教育指導主事として受け入れをしているため、小学校等への指導はしていない。
6 人権集会開催	幼稚園、小学校、中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童等の実践発表会を開催する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	高松市と同じ。(幼稚園を除く。)
7 人権教育・啓発資料等の作成配布	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、市民・企業に対して人権教育・啓発事業を積極的に推進する。 ・ 人権教育・啓発研修資料の作成 ・ 人権教育・啓発パンフレット、リーフレットの作成 ・ 人権・同和教育のビデオテープの購入 ・ 啓発ポスターの配布 ・ 啓発用立看板、懸垂幕の設置	啓発パンフレットの作成。

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-4 人権啓発事業	
分類	人権擁護委員推薦	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人権擁護委員の推薦	高松法務局からの推薦依頼を受けて、候補者を決め、議会の同意を得た後、高松法務局に推薦している。	高松市と同じ。
2 委員数	20人 人権擁護委員定数規程に基づく委員数は19人であるが、活動充実のため増員を要望し、平成5年12月に特別定数として1人増員となっている。	3人

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
人権擁護委員については、人口規模により定数が定められており、合併後においては委員数が20人となる。

対 応 策
委員数の増員について、高松法務局に要請する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第17号資料

「生活保護事業について」に関する資料

生活保護制度について	36
行旅病人等取扱事務事業について	37

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 生活保護事業	
分類	生活保護制度	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 級地区分	2級地の1	3級地の2
2 実施機関	高松市福祉事務所	香川県東讃保健福祉事務所
3 被保護世帯数	3,041世帯(平成15年4月1日現在)	17世帯(平成15年4月1日現在)
4 被保護人員	4,955人(平成15年4月1日現在)	20人(平成15年4月1日現在)
5 保護基準	標準3人世帯の場合の基準額(平成15年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 146,060円 住宅扶助 13,000円 <u>児童養育加算 5,000円</u> 計 164,060円	標準3人世帯の場合の基準額(平成15年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 124,400円 住宅扶助 8,000円 <u>児童養育加算 5,000円</u> 計 137,400円
6 保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっている。

対 応 策
高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 生活保護事業	
分類	行旅病人等取扱事務事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 急迫医療取扱 (行旅病人)	行旅中の病気等により、歩行が困難で療養の途がなく、かつ救護する者がいない場合に、当該病人の所在地の市町村が救護し、急迫医療費として一時繰替支弁を行う。	高松市と同じ。
2 遺体取扱(行旅死亡人)	行旅中に死亡し、引取者がいない場合や住所・居所・氏名が知れず引取者がいない死亡人の場合は当該死亡人の所在地の市町村が葬祭し、葬祭費として一時繰替支弁を行う。	高松市と同じ。
3 交通費・回数券等の支給	行旅中に、事故又は過失等により行旅の目的が達せられず、不測の困難に陥り、本市に救護を求めてきた者について、必要最小限の範囲で交通費等を貸与する。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町においては、交通費・回数券等を支給していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第18号資料

「上水道事業について」に関する資料

経営形態・会計制度等について	39
水道料金について	40
給水装置新設等負担金について	41
手数料について	42 ~ 43
浄水施設の維持管理について	44
受付・収納について	45
漏水対策について	46
水質検査について	47
(参考資料1)水道料金の比較表	48
(参考資料2)負担金・手数料の費用負担例	49

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	経営形態、会計制度等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 経営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業 ・地方公営企業法適用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業 ・地方公営企業法非適用事業 ・簡易水道事業であることによる優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> (1)過疎債の発行が可能である。 (2)国庫補助対象事業となる。 (3)県費補助対象事業となる。 (4)一般会計からの繰出しが可能である。 (5)国への事業認可変更が不要で、県への届出のみでよい。
2 会計制度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計(複式簿記) 	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁会計(単式簿記)
3 事業認可	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道施設整備事業」 ・平成15年7月 事業認可 ・目標年次 平成29年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次拡張事業」 ・平成14年10月 事業認可 ・目標年次 平成22年度

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・経営形態・会計制度・事業認可が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市水道事業と塩江町簡易水道事業の2つを存続させ、水道局で運営管理する。 ・簡易水道事業についても地方公営企業法適用事業とし、企業会計(複式簿記)により処理する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町の簡易水道事業を、高松市の簡易水道事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)																																																																																																																											
分類	水道料金																																																																																																																											
	現		況																																																																																																																									
項目	高松市		塩江町																																																																																																																									
1 料金体系	<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)基本料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>62,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)従量料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途等の別</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価(1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専用栓</td> <td rowspan="3">一般用</td> <td>1m³から10m³まで</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>メータ口径 13mm、 20mm</td> <td>11m³から20m³まで 21m³から100m³まで</td> <td>130円 200円</td> </tr> <tr> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯屋用</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>メータ口径 25mm以上</td> <td>21m³から100m³まで 101m³以上</td> <td>200円 240円</td> </tr> <tr> <td>1m³から20m³まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連用栓</td> <td rowspan="2">各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。</td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>101m³以上</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>480円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		メータ口径	金額	13mm	1,000円	20mm	2,000円	25mm	3,000円	40mm	7,600円	50mm	16,000円	75mm	34,000円	100mm	62,000円	150mm	160,000円	種別	用途等の別	金額		使用水量	単価(1m ³ につき)	専用栓	一般用	1m ³ から10m ³ まで	40円	メータ口径 13mm、 20mm	11m ³ から20m ³ まで 21m ³ から100m ³ まで	130円 200円	101m ³ 以上	240円	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	130円	メータ口径 25mm以上	21m ³ から100m ³ まで 101m ³ 以上	200円 240円	1m ³ から20m ³ まで	65円	連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。	21m ³ から100m ³ まで	100円	101m ³ 以上	120円			480円		<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)メータ使用料(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>160円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>240円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>360円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)水道料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価(1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">専用</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>2,100円</td> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>2,300円</td> <td>101m³以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体会</td> <td>20m³まで</td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>4,500円</td> <td>101m³以上</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m³</td> <td>2m³から100m³まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300円</td> <td>101m³以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>2,100円</td> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連用</td> <td rowspan="2">団体会</td> <td>20m³まで</td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>4,500円</td> <td>101m³以上</td> <td>280円</td> </tr> </tbody> </table>		メータ口径	金額	13mm	50円	20mm	120円	25mm	160円	30mm	240円	40mm	360円	50mm	1,000円	75mm	2,000円	種別	用途別	基本料金	超過料金		使用水量	単価(1m ³ につき)	専用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円	2,100円	101m ³ 以上	240円	営業用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	270円	2,300円	101m ³ 以上	300円	団体会	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円	4,500円	101m ³ 以上	280円	臨時用	1m ³	2m ³ から100m ³ まで	300円		300円	101m ³ 以上	300円	共用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円	2,100円	101m ³ 以上	240円	連用	団体会	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円	4,500円	101m ³ 以上	280円
メータ口径	金額																																																																																																																											
13mm	1,000円																																																																																																																											
20mm	2,000円																																																																																																																											
25mm	3,000円																																																																																																																											
40mm	7,600円																																																																																																																											
50mm	16,000円																																																																																																																											
75mm	34,000円																																																																																																																											
100mm	62,000円																																																																																																																											
150mm	160,000円																																																																																																																											
種別	用途等の別	金額																																																																																																																										
		使用水量	単価(1m ³ につき)																																																																																																																									
専用栓	一般用	1m ³ から10m ³ まで	40円																																																																																																																									
		メータ口径 13mm、 20mm	11m ³ から20m ³ まで 21m ³ から100m ³ まで	130円 200円																																																																																																																								
		101m ³ 以上	240円																																																																																																																									
	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	130円																																																																																																																									
		メータ口径 25mm以上	21m ³ から100m ³ まで 101m ³ 以上	200円 240円																																																																																																																								
		1m ³ から20m ³ まで	65円																																																																																																																									
	連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。	21m ³ から100m ³ まで	100円																																																																																																																								
			101m ³ 以上	120円																																																																																																																								
			480円																																																																																																																									
	メータ口径	金額																																																																																																																										
13mm	50円																																																																																																																											
20mm	120円																																																																																																																											
25mm	160円																																																																																																																											
30mm	240円																																																																																																																											
40mm	360円																																																																																																																											
50mm	1,000円																																																																																																																											
75mm	2,000円																																																																																																																											
種別	用途別	基本料金	超過料金																																																																																																																									
			使用水量	単価(1m ³ につき)																																																																																																																								
専用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円																																																																																																																								
		2,100円	101m ³ 以上	240円																																																																																																																								
	営業用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	270円																																																																																																																								
		2,300円	101m ³ 以上	300円																																																																																																																								
	団体会	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円																																																																																																																								
		4,500円	101m ³ 以上	280円																																																																																																																								
臨時用	1m ³	2m ³ から100m ³ まで	300円																																																																																																																									
	300円	101m ³ 以上	300円																																																																																																																									
共用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円																																																																																																																								
		2,100円	101m ³ 以上	240円																																																																																																																								
連用	団体会	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円																																																																																																																								
		4,500円	101m ³ 以上	280円																																																																																																																								
2 検針・調定期間	<p>・隔月(2か月に1回)検針</p> <p>・隔月(2か月に1回)調定(請求)</p>		<p>・毎月(1か月に1回)検針</p> <p>・毎月(1か月に1回)調定(請求)</p>																																																																																																																									

部会名	水道
-----	----

問題点・課題
<p>・料金体系が異なっている。</p> <p>・検針期間、調定期間が異なる。</p>

対応策
<p>料金体系及び検針期間・調定期間については、高松市の制度に統一する。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 上水道事業																																			
分類	給水装置新設等負担金																																			
	現 況																																			
項目	高 松 市	塩 江 町																																		
1 徴収対象者	給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	高松市と同じ。																																		
2 負担金の額	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>819,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,701,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>4,662,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,513,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>26,271,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	315,000円	40mm	819,000円	50mm	1,701,000円	75mm	4,662,000円	100mm	9,513,000円	150mm	26,271,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>105,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>262,500円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>525,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>903,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>1,407,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>2,845,500円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>7,728,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>高松市と同じ。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	105,000円	20mm	262,500円	25mm	525,000円	30mm	903,000円	40mm	1,407,000円	50mm	2,845,500円	75mm	7,728,000円
メータ口径	金額(1か所につき)																																			
13mm	63,000円																																			
20mm	189,000円																																			
25mm	315,000円																																			
40mm	819,000円																																			
50mm	1,701,000円																																			
75mm	4,662,000円																																			
100mm	9,513,000円																																			
150mm	26,271,000円																																			
メータ口径	金額(1か所につき)																																			
13mm	105,000円																																			
20mm	262,500円																																			
25mm	525,000円																																			
30mm	903,000円																																			
40mm	1,407,000円																																			
50mm	2,845,500円																																			
75mm	7,728,000円																																			
3 負担金の権利	土地に帰属する。	使用者に帰属する。																																		

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の額が異なっている。 ・負担金の権利の帰属が異なっている。

対 応 策
<p>負担金の額及び負担金の権利は、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 上水道事業				
分類	手数料				
現況					
項目	高松市		塩江町		
1 設計審査手数料	種別	金額(1件につき)	種別	用途別	金額(1件につき)
					給水管口径 25mm未満 給水管口径 25mm以上
2 材料検査手数料	新設工事	3,000円	新設工事	家庭用	1,050円 2,100円
				営業用	2,100円 3,150円
3 しゅん功検査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 1,575円
1 設計審査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 1,575円
2 材料検査手数料	徴収していない。		新設工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	525円 2,100円
3 しゅん功検査手数料	新設工事	3,000円	新設工事	家庭用	1,575円 2,100円
				営業用	2,100円 3,675円
1 設計審査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	210円 1,050円
				営業用	525円 2,100円
2 材料検査手数料	徴収していない。		改造工事	家庭用	210円 1,050円
				営業用	525円 2,100円
3 しゅん功検査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 2,100円
1 設計審査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 1,575円
2 材料検査手数料	徴収していない。		改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 1,575円
3 しゅん功検査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 2,100円
1 設計審査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 1,575円
2 材料検査手数料	徴収していない。		改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 1,575円
3 しゅん功検査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 2,100円

部会名	水道
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・設計審査・しゅん功検査・穿孔の各手数料の額が異なっている。 ・材料検査・開栓・閉栓の各手数料について、高松市では徴収していない。 ・指定工事店登録手数料について、塩江町では徴収していない。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・設計審査・しゅん功検査・穿孔の各手数料の額は、高松市に統一する。 ・材料検査・開栓・閉栓の各手数料は、廃止する。 ・指定工事店登録手数料は高松市の制度を適用する。 なお、塩江町の指定工事店は、合併時に高松市の登録業者として取り扱う。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 上水道事業																																																																							
分類	手数料																																																																							
	現		況																																																																					
項目	高松市		塩江町																																																																					
4 穿孔手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水管 口径</th> <th colspan="2">金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <th>分水栓穿孔</th> <th>不断水穿孔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mm</td> <td>6,510円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>6,510円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>10,710円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td></td> <td>16,170円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td></td> <td>18,060円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td></td> <td>26,775円</td> </tr> </tbody> </table>		給水管 口径	金額(1件につき)		分水栓穿孔	不断水穿孔	20mm	6,510円		25mm	6,510円		40mm	10,710円		50mm		16,170円	75mm		18,060円	100mm		26,775円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水管 口径</th> <th colspan="4">金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <th>硬質塩化 ビニール管</th> <th>ダクタイル 鋳鉄管</th> <th>鋼管</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,575円</td> <td>1,785円</td> <td>1,785円</td> <td>1,575円</td> </tr> <tr> <td>16mm</td> <td>1,785円</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>1,785円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>2,100円</td> <td>2,625円</td> <td>2,625円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>2,625円</td> <td>3,150円</td> <td>3,150円</td> <td>2,625円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>3,150円</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>4,200円</td> <td>6,300円</td> <td>6,300円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>7,350円</td> <td>5,250円</td> </tr> </tbody> </table>			給水管 口径	金額(1件につき)				硬質塩化 ビニール管	ダクタイル 鋳鉄管	鋼管	その他	13mm	1,575円	1,785円	1,785円	1,575円	16mm	1,785円	2,100円	2,100円	1,785円	20mm	2,100円	2,625円	2,625円	2,100円	25mm	2,625円	3,150円	3,150円	2,625円	30mm	3,150円	4,200円	4,200円	3,150円	40mm	4,200円	6,300円	6,300円	4,200円	50mm	5,250円	7,350円	7,350円	5,250円
給水管 口径	金額(1件につき)																																																																							
	分水栓穿孔	不断水穿孔																																																																						
20mm	6,510円																																																																							
25mm	6,510円																																																																							
40mm	10,710円																																																																							
50mm		16,170円																																																																						
75mm		18,060円																																																																						
100mm		26,775円																																																																						
給水管 口径	金額(1件につき)																																																																							
	硬質塩化 ビニール管	ダクタイル 鋳鉄管	鋼管	その他																																																																				
13mm	1,575円	1,785円	1,785円	1,575円																																																																				
16mm	1,785円	2,100円	2,100円	1,785円																																																																				
20mm	2,100円	2,625円	2,625円	2,100円																																																																				
25mm	2,625円	3,150円	3,150円	2,625円																																																																				
30mm	3,150円	4,200円	4,200円	3,150円																																																																				
40mm	4,200円	6,300円	6,300円	4,200円																																																																				
50mm	5,250円	7,350円	7,350円	5,250円																																																																				
5 開栓手数料	徴収していない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>1,365円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>2,625円</td> </tr> </tbody> </table>			メータ口径	金額(1件につき)	13mm	525円	20mm	840円	25mm	1,050円	30mm	1,365円	40mm	2,100円	50mm	2,625円																																																					
メータ口径	金額(1件につき)																																																																							
13mm	525円																																																																							
20mm	840円																																																																							
25mm	1,050円																																																																							
30mm	1,365円																																																																							
40mm	2,100円																																																																							
50mm	2,625円																																																																							
6 閉栓手数料	徴収していない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>1,365円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>2,625円</td> </tr> </tbody> </table>			メータ口径	金額(1件につき)	13mm	525円	20mm	840円	25mm	1,050円	30mm	1,365円	40mm	2,100円	50mm	2,625円																																																					
メータ口径	金額(1件につき)																																																																							
13mm	525円																																																																							
20mm	840円																																																																							
25mm	1,050円																																																																							
30mm	1,365円																																																																							
40mm	2,100円																																																																							
50mm	2,625円																																																																							
7 指定工事店登録手数料	1件につき、17,000円		徴収していない。																																																																					

部会名	水道
-----	----

問題点・課題

対応策

調整案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 上水道事業	
分類	浄水施設の維持管理	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 浄水施設	浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所 配水池 5か所	浄水場 後川、一ツ内浄水場の2か所 配水池 11か所
2 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場は直営5直2交代制で24時間体制 ・浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。 ・取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場は自動化、無人運転 ・浄水場・配水池等の点検は、職員1名が半日で実施。(施設の点検、残留塩素の測定。) ・11か所の配水池、ポンプ場の情報は、テレメータで後川浄水場へ送り、異常警報は役場宿直室で受け取る。 ・異常時は、宿直者から担当者へ連絡して対応する。(ポンプの故障、配水池の水位低下、雷による機器故障が多い)

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町の浄水施設は、遠隔地にあることから、効率的な維持管理体制が必要である。

対 応 策
塩江町の浄水施設の維持管理については、浅野浄水場における遠隔監視システムによる集中監視、または外部委託等による維持管理体制について、合併時まで調整する。

調 整 案
塩江町の浄水施設の維持管理体制については、効率的管理を図る。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	受付・収納	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、塩江町役場のみで行っており、町指定の申請書に必要事項を記入し、押印のうえ、提出している。
2 収納事務	水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。	役場で平日に収納している。

水 道

受付事務及び収納事務が異なっている。

対 応 策

受付事務及び収納事務については、高松市の取扱いに統一する。

調 整 案

高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	漏水対策	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 漏水修繕待機業務	道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応している。	宿日直職員からの連絡により、水道系の職員(2名)が随時対応している。(当番制はとっていない。)
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	実施していない。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・修繕待機体制が異なる。 ・漏水調査業務は、塩江町では実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・漏水修繕待機業務については、高松市の制度に統一する。 ・漏水調査業務については、高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 上水道事業	
分類	水質検査	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託(香川県薬剤師会) ただし、定期検査の毎日検査のみ、職員が対応
2 定期水質検査	毎日検査:3浄水場の浄水及び県営水道用水を受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓で実施 毎月検査:原水及び浄水。給水栓は、6か所で毎月検査、18箇所隔月検査を実施 毎年検査:原水及び浄水並びに6か所の給水栓は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所の配水池は、年2回実施	毎日検査:2浄水場の浄水、配水池4か所及び県営水道用水を受水する配水池1か所、並びに、9か所の給水栓で実施 毎月検査:浄水2か所と県水1か所で実施 毎年検査:原水及び浄水2か所で実施
3 臨時水質検査	水源の水質が著しく悪化したとき。 水源に水質異常があったとき。 浄水処理工程に異常があったとき等に実施。	高松市と同じ。
4 工事設計書に記載すべき水質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必要とする水質検査を実施	高松市と同じ。
5 その他緊急時の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質検査及び水質相談	該当なし。
6 情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道広報紙、ホームページ等で公表している。	該当なし。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査体制が異なる。 ・その他緊急時の水質検査及び情報提供は、塩江町では実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・定期・臨時水質検査及び工事設計書に記載すべき水質検査の検査体制については、高松市に統一する。 ・その他緊急時の水質検査及び情報提供については、高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

参考資料1

水道料金の比較表

高松市への料金統一に伴い、塩江町の水道料金は、約91%の世帯が該当するメータ口径13mm(家庭用)で、平均使用量15m³では1か月で1,260円安くなり、営業用等を含む全体の平均では1か月で1,866円安くなる。

料金の比較表

家庭用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	塩江町 円	差額 円
メータ口径 13mmの 場合	0	1,050	2,257	1,207
	10	1,470	2,257	787
	15	2,152	3,412	1,260
	20	2,835	4,567	1,732
	30	4,935	6,877	1,942
	50	9,135	11,497	2,362
メータ口径 20mmの 場合	0	2,100	2,331	231
	10	2,520	2,331	189
	16	3,339	3,717	378
	20	3,885	4,641	756
	30	5,985	6,951	966
	50	10,185	11,571	1,386

印は塩江町の平均水量

営業用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	塩江町 円	差額 円
メータ口径 13mmの 場合	0	1,050	2,467	1,417
	10	1,470	2,467	997
	20	2,835	5,302	2,467
	24	3,675	6,436	2,761
	30	4,935	8,137	3,202
	50	9,135	13,807	4,672
メータ口径 20mmの 場合	0	2,100	2,541	441
	10	2,520	2,541	21
	50	10,185	13,881	3,696
	61	12,495	16,999	4,504
	100	20,685	28,056	7,371
	200	45,885	59,556	13,671
メータ口径 50mmの 場合	1,000	262,185	312,480	50,295
	1,275	332,430	399,105	66,675
	2,000	514,185	627,480	113,295
	5,000	1,270,185	1,572,480	302,295

負担金・手数料の費用負担例

【高松市及び塩江町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例】

試算条件：ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	塩江町	差 額
負 担 金	63,000	105,000	42,000
設計審査手数料	3,000	1,050	1,950
材料検査手数料	0	525	525
しゅん功検査手数料	3,000	1,575	1,425
穿孔手数料	6,510	2,625	3,885
開栓手数料	0	525	525
合 計	75,510	111,300	35,790

新設工事をした場合の費用負担は、負担金と各種手数料が必要なことから、高松市への統一により全体で35,790円安くなる。

試算条件：既設給水装置(25mm未満)を使用して改造工事を施工した場合

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	塩江町	差 額
設計審査手数料	2,000	525	1,475
材料検査手数料	0	210	210
しゅん功検査手数料	2,000	525	1,475
合 計	4,000	1,260	2,740

改造工事の場合は手数料のみのため、1件で2,740円高くなるが、対象件数が年間約10件と少なく、影響は少ないと判断される。

協議第19号資料

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	51
下水道使用料について	52
受益者負担金について	53
水洗便所改造資金貸付について	54
汚水ますの設置について	55
合併処理浄化槽設置に対する補助について	56
雨水利用について	57 ~ 58

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業		部会名	土木
分類	公共下水道事業計画			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 計画概要	<p>事業名:高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区) 〔全体計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定区域 3,241.2 ha ・計画人口 190,700 人 <p>〔事業計画区域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画区域 3,241.2 ha ・計画人口 182,000 人 			
	<p>流域下水道名:香東川流域下水道 事業名:高松市流域関連公共下水道事業 (高松市の西部処理区) 〔全体計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定区域 1,545.2 ha ・計画人口 100,000 人 <p>〔事業計画区域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画区域 918.8 ha ・計画人口 47,990 人 	<p>流域下水道名:香東川流域下水道 事業名:塩江町特定環境保全公共下水道事業 〔全体計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域 94.0 ha ・計画人口 2,700 人 <p>〔事業計画区域〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画区域 43.0 ha (+6.6ha) ・計画人口 1,200人(+300人) <p>()は,平成16年度事業認可変更予定</p>		対 応 策
				調 整 案
				塩江町の公共下水道事業を高松市の事業として引き継ぐものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業																																				
分類	下水道使用料																																				
	現 況																																				
項目	高 松 市	塩 江 町																																			
1 料金表	<p style="text-align: right;">単位 :円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td>汚水排除量が8m³まで</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が8m³を超え13m³まで(1m³につき)</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が13m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量20m³を超え50m³まで(1m³につき)</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を超え500m³まで(1m³につき)</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量500m³を超えるもの(1m³につき)</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1m³につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	種別	従量使用料		単位	金額	一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	750	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	85	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	90	汚水排除量20m ³ を超え50m ³ まで(1m ³ につき)	130	汚水排除量50m ³ を超え500m ³ まで(1m ³ につき)	165	汚水排除量500m ³ を超えるもの(1m ³ につき)	195	湯屋業	1m ³ につき	35	<p style="text-align: right;">単位 :円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td>1,200円 (汚水量が10m³まで)</td> <td>汚水量が11m³以上(1m³につき)</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>浴場業等で町長が特に認めたもの</td> <td></td> <td>1m³につき</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本使用料	従量使用料		単位	金額	一般汚水	1,200円 (汚水量が10m ³ まで)	汚水量が11m ³ 以上(1m ³ につき)	110	浴場業等で町長が特に認めたもの		1m ³ につき	40
種別	従量使用料																																				
	単位	金額																																			
一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	750																																			
	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	85																																			
	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	90																																			
	汚水排除量20m ³ を超え50m ³ まで(1m ³ につき)	130																																			
	汚水排除量50m ³ を超え500m ³ まで(1m ³ につき)	165																																			
	汚水排除量500m ³ を超えるもの(1m ³ につき)	195																																			
湯屋業	1m ³ につき	35																																			
種別	基本使用料	従量使用料																																			
		単位	金額																																		
一般汚水	1,200円 (汚水量が10m ³ まで)	汚水量が11m ³ 以上(1m ³ につき)	110																																		
浴場業等で町長が特に認めたもの		1m ³ につき	40																																		
2 徴収方法	隔月定例日検針 水道局に徴収委託 口座振替又は納入通知書による納付	・毎月検針毎月徴収の指定精算方式 ・水道料金の徴収と一元化(予定) ・口座振替又は納入通知書による納付(予定)																																			
3 納入場所	市内指定金融機関、郵便局、コンビニエンスストア	町指定金融機関																																			
4 徴収事務	水道局に徴収事務の委託をしている	塩江町建設水道課において徴収の予定																																			
5 納入期限	翌月 15日 口座振替は翌月14日	翌月末日 口座振替は翌月 25日(再振あり)																																			

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>使用料金、検針月、納入場所、納入期限が異なっている。</p> <p>塩江町においては、下水道条例を平成14年3月に制定し施行しているが、下水道使用料徴収等については、未供用のため未実施である。</p>

対 応 策
<p>下水道条例に基づく徴収等が未実施であることから、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-19 下水道事業	
分類	受益者負担金	
	現	況
項目	高松市	塩江町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	賦課対象区域内の土地に係る受益者
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、100円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に1㎡当り450円を乗じて得た金額 (分担金の上限450,000円、また、100円未満の 分担金額は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。 納入通知書	3年間の分割払で、年3期(8・10・12月)の9回均等払い(1000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。 納入通知書または口座振替
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	賦課対象区域の告示後、一括賦課
5 報奨金制度	納期前に納付した分担金×1/300×納期前月数の合計=報奨金	納期前に納付した分担金×1/100×納期前月数の合計=報奨金
6 減免基準	1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地	1 公用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者 2 公営企業の用に供している土地に係る受益者 3 公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 4 公の生活扶助を受けている受益者 5 土地等を提供した受益者 6 状況により分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 6の内容については、左記の高松市の4および5とほぼ同じ

部会名	土木
-----	----

問題点・課題
<p>受益者負担金(分担金)単価、徴収方法、報奨金、減免の対象範囲が異なっている。</p> <p>分担金に上限金額を設けている。</p> <p>事業のために土地等を提供した受益者に対する減免規定を設けている。</p> <p>塩江町においては、下水道事業受益者分担金条例が制定されているが、徴収等については未実施である。</p>

対応策
<p>事業のための土地等の提供はなく、また下水道事業受益者分担金条例に基づく徴収等が未実施であることから、高松市の制度に統一する。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-19 下水道事業	
分類	受益者負担金	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	賦課対象区域内の土地に係る受益者
2 負担金額	対象の地積に1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に1㎡当り450円を乗じて得た金額 (分担金の上限450,000円、また、100円未満の 分担金額は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。 納入通知書	3年間の分割払で、年3期(8・10・12月)の9回均等払い(1000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。 納入通知書または口座振替
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	賦課対象区域の告示後、一括賦課
5 報奨金制度	納期前に納付した分担金×1/300×納期前月数の合計=報奨金	納期前に納付した分担金×1/100×納期前月数の合計=報奨金
6 減免基準	1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地	1 公用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者 2 公営企業の用に供している土地に係る受益者 3 公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 4 公の生活扶助を受けている受益者 5 土地等を提供した受益者 6 状況により分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 6の内容については、左記の高松市の4および5とほぼ同じ

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・受益者負担金(分担金)単価、徴収方法、報奨金、減免の対象範囲が異なっている。</p> <p>・分担金に上限金額を設けている。</p> <p>・事業のために土地等を提供した受益者に対する減免規定を設けている。</p> <p>・塩江町においては、下水道事業受益者分担金条例が制定されているが、徴収等については未実施である。</p>

対 応 策
<p>事業のための土地等の提供はなく、また下水道事業受益者分担金条例に基づく徴収等が未実施であることから、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金貸付	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	汲取り便所を水洗トイレに改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う。	該当なし。
2 貸付限度額	・汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 ・浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	
3 利率	無利息	
4 償還方法	貸付を受けた翌月から1か月当たり1万円の均等分割払い	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業									
分類	汚水ますの設置									
	現	況								
項目	高 松 市	塩 江 町								
1 汚水ます	<p>取付管と宅地内排水管の接続部である汚水ますは、定められた基準構造のものを、公道と敷地との境界に近接した敷地内に、使用者が設置する。 名称：取付ます (下水道条例施行規則)</p>	<p>私有地内に生じる汚水を排除するための汚水ますは、道路境界より1m以内の私有地内に設置するものとし、工事費は町負担とする。 名称：公共ます (公共下水道事業の公共ます設置取扱基準要綱)</p> <p>汚水ますの数</p> <table border="0"> <tr> <td>事業計画区域(拡大認可含)</td> <td>500 個</td> </tr> <tr> <td>H15年度末 整備済み数</td> <td>160 個</td> </tr> <tr> <td>H16年度末 整備済み数</td> <td>300 個</td> </tr> <tr> <td>合併時の未整備数</td> <td>200 個</td> </tr> </table>	事業計画区域(拡大認可含)	500 個	H15年度末 整備済み数	160 個	H16年度末 整備済み数	300 個	合併時の未整備数	200 個
事業計画区域(拡大認可含)	500 個									
H15年度末 整備済み数	160 個									
H16年度末 整備済み数	300 個									
合併時の未整備数	200 個									

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>汚水ますの設置について、費用の負担区分(公、民)が異なる。</p>

対 応 策
<p>塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り継続する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業	
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
合併処理浄化槽 設置整備事業補 助	(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模 店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額) 5人槽 445,000円 6~7人槽 514,000円 8~10人槽 648,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円	(補助対象者) 高松市と同じ。 (補助限度額) 5人槽・6人槽 396,000円 7人槽・8人槽 540,000円 10人槽(2世帯住宅に限る) 824,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円 単独浄化槽撤去費助成(限度額) 200,000円
	なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、 市税を滞納している者等については、次の補助限 度額となる。 (補助限度額) 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助限度額(市・町単独の上乗せ額)の一部に差異がある。</p> <p>・人槽区分が異なる。</p> <p>・塩江町においては、10人槽が2世帯住宅に限られている。また、単独浄化槽の撤去費に対する助成制度がある。</p> <p>・高松市では、賃貸物件、市税滞納者は国基準の補助金となっている。</p>

対 応 策
<p>単独浄化槽の撤去費に対する助成制度については、平成18年度まで経過措置として継続し、その他については高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで現行のとおりに継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業																									
分類	雨水利用																									
	現 況																									
項目	高 松 市	塩 江 町																								
1 雨水貯留浸透施設整備助成	<p>(内容) 個人・法人が自己の土地に雨水浸透施設(雨水浸透枡, 雨水浸透トレンチ)を設置の際、その費用の一部を助成</p> <p>(助成額)</p> <p>雨水浸透枡</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>内径150ミリ以下</td><td>5,000円 / 基</td></tr> <tr><td>150超～200以下</td><td>7,000円 / 基</td></tr> <tr><td>200超～250以下</td><td>10,000円 / 基</td></tr> <tr><td>250超～300以下</td><td>11,000円 / 基</td></tr> <tr><td>300超～350以下</td><td>18,000円 / 基</td></tr> <tr><td>350超～400以下</td><td>21,000円 / 基</td></tr> <tr><td>400超</td><td>40,000円 / 基</td></tr> </table> <p>雨水浸透トレンチ</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>内径75ミリ以下</td><td>4,000円 / m</td></tr> <tr><td>75超～100以下</td><td>5,000円 / m</td></tr> <tr><td>100超～150以下</td><td>6,000円 / m</td></tr> <tr><td>150超～200以下</td><td>9,000円 / m</td></tr> <tr><td>200超</td><td>11,000円 / m</td></tr> </table>	内径150ミリ以下	5,000円 / 基	150超～200以下	7,000円 / 基	200超～250以下	10,000円 / 基	250超～300以下	11,000円 / 基	300超～350以下	18,000円 / 基	350超～400以下	21,000円 / 基	400超	40,000円 / 基	内径75ミリ以下	4,000円 / m	75超～100以下	5,000円 / m	100超～150以下	6,000円 / m	150超～200以下	9,000円 / m	200超	11,000円 / m	該当なし。
内径150ミリ以下	5,000円 / 基																									
150超～200以下	7,000円 / 基																									
200超～250以下	10,000円 / 基																									
250超～300以下	11,000円 / 基																									
300超～350以下	18,000円 / 基																									
350超～400以下	21,000円 / 基																									
400超	40,000円 / 基																									
内径75ミリ以下	4,000円 / m																									
75超～100以下	5,000円 / m																									
100超～150以下	6,000円 / m																									
150超～200以下	9,000円 / m																									
200超	11,000円 / m																									
	<p>(内容) 公共下水道を使用する際、不要となった浄化槽を雨水貯留に改造する個人・法人にその費用の一部を助成</p> <p>(助成額) 改造工事費用額の2/3(上限10万円)</p>	該当なし。																								

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 下水道事業	
分類	雨水利用	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
2 雨水流出抑制 施設整備助成	(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成	該当なし。
	(補助対象者) 個人・法人	
	(助成額) 小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) 中・大規模施設 1m ³ につき4万円(上限100万円)。ただし、有効貯留水量が25m ³ を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m ³ を超える部分について2万円/m ³ を加算(上限150万円)。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--